

保育分野に関する意見交換会（第1回）議事概要

平成26年2月28日

公正取引委員会

- 1 日 時 平成26年2月17日（月） 14:00～16:00
- 2 場 所 公正取引委員会11階官房第1会議室
- 3 議 題 意見交換会の趣旨・目的について
保育所の情報公開・第三者評価について
- 4 出席者 井手座長，安藤委員，池本委員，桑戸委員，後藤委員
小島オブザーバー，山口オブザーバー
松尾経済取引局長，杉山経済取引局調整課長

5 議事概要

松尾経済取引局長の挨拶，井手座長選出の後，前記各議題について，事務局から説明が行われた。その後に行われた意見交換の概要は以下のとおり（○は委員の発言）。

(1) 情報公開について

ア 第三者評価との関係

- 第三者評価は保育の質の向上のために行われているものであり，情報公開とは目的が異なる。第三者評価は，PDCAサイクルの「C」を担っており，保育所の職員のメリットにも利用者のメリットにもなる。例えば，事故対応マニュアルがあるかどうかは情報公開で分かるが，第三者評価では，そのマニュアルが全保育士に周知・理解されているかなどを評価することになる。

イ 情報公開を充実させる方策

- 多くの事業者が情報を開示するようになれば，義務化はしなくとも情報公開は進むのではないか。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課

電話 03-3581-5483（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

ウ 情報公開に係る問題点

- 情報公開については、保育所への資料の備付けや役所への報告で足りていると思っているところが多いように見受けられる。
- 保護者がどのような情報を必要としているかを保育所が把握できる仕組みが必要ではないか。

(2) 第三者評価について

ア 受審率が低い理由

- 受審費用が高いことが、第三者評価の受審率が低い原因ではないか。
- 利用者から選択してもらうために第三者評価を受審している事業者は少ないのではないか。
- イギリスやニュージーランドでは、公費の無駄遣いがないかをチェックする観点から、第三者評価が義務化されているとのことだが、公費の適切な使用という観点では、日本では行政監査がそれを担っている。

イ 受審率を向上させる方策

- 事業者間に競争があれば、第三者評価の受審も進むのではないか。
- 第三者評価の受審率が高い東京都には、補助とペナルティーがあり、3年に1度、第三者評価を受審しなければ、保育所の収入が減る制度となっている。横浜市では、保育の質を確保するために、5年に1度、第三者評価を受審することを義務化した。
- どちらかという、事業者は自らの保育の質を上げるために第三者評価を受審しているのではないか。保育所は、福祉施設の中でも第三者評価の受審率が低く、今後、第三者評価を進めていくことは大切であるが、補助などのインセンティブがないと、当初は第三者評価に積極的だった事業者も離れていく。
- 地方では、第三者評価の受審に対する補助がないところがほとんどである。公立保育所も第三者評価を受審しておらず、行政からの指導もない。第三者評価を義務化するにはまだ環境が整っていないと思うが、受審したい保育所には補助を出すという対応は必要ではないか。

- 多くの事業者が第三者評価を受審するようになれば、義務化はしなくとも受審は進むのではないか。
- 評価機関・評価者の質に差ができてしまっている。評価者自身の主観的な保育観をもって評価に当たってしまっただけでは駄目で、主観を排除するトレーニングが必要。その他、評価項目は、各都道府県で定めることとなっているが、評価項目を統一・標準化するなど、第三者評価の質を保つための取組が必要ではないか。
- イギリスでは国全体の評価を一覧で見られるような工夫がされており、国全体として保育の質が向上しているかどうか分かるようになっている。評価結果を集約することも必要ではないか。

ウ 第三者評価に係る問題点

- 第三者評価の受審率がまだ低く、評価結果が利用者の選択にいかされていないのが現状ではないか。
- 事業者の中には、オールAの評価をくれる評価機関を選ぶところもある。評価機関の質の確保も必要ではないか。現状では、義務化のやり方をよく考えないと間違った方向にいく可能性があるように思う。

6 今後の予定について

次回2月28日（金）には株式会社に対する参入規制、次々回3月17日（月）には社会福祉法人与株式会社のイコールフットイングについて意見交換することとされた。

（文責 公正取引委員会事務総局 速報版につき事後修正の可能性あり）